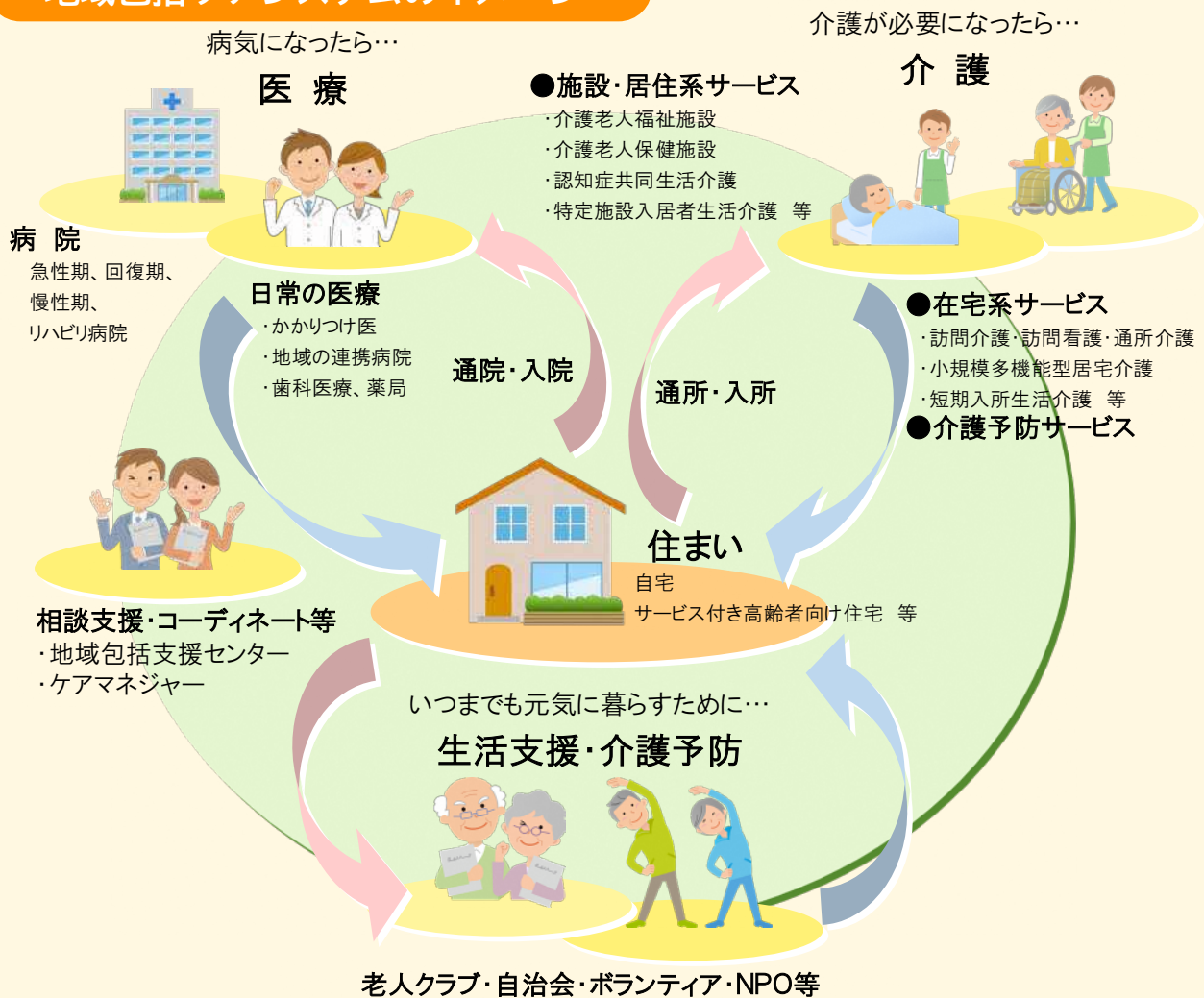


野木町 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

第9期計画では、これまでの方向性を踏襲して「支えあい、心ふれあうやさしいまち」を基本理念とし、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを更に深化させ、だれ一人取り残さない包括的な支援体制の整備を推進します。

地域包括ケアシステムのイメージ



令和6年3月
野木町

計画の概要

第9期計画の策定について

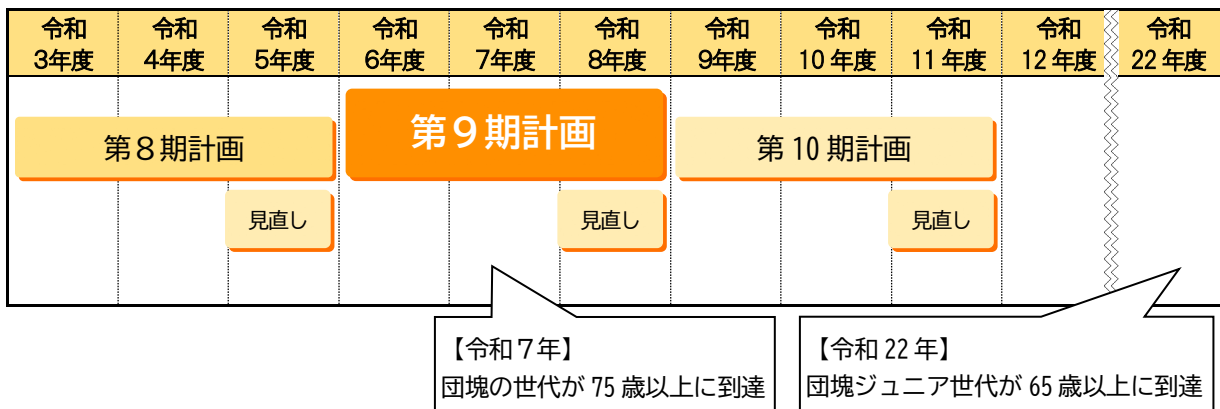
本計画は、本町の介護保険事業と高齢者福祉事業を含めた、高齢者に対する保健福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

令和2年度に策定した第8期計画を見直し、計画期間中に「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年を迎えますが、「団塊ジュニア世代」が前期高齢者（65歳以上）となる令和22（2040）年等も見据え、高齢者の福祉全般にわたる総合計画として、本計画を策定します。

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、令和22（2040）年等も見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。



計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、介護保険の被保険者をはじめ、町民の意見をいただき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を策定するため、野木町高齢者福祉計画等作成委員会を設置し、各種施策に関する検討と計画に対する意見・要望の集約を図りました。また、アンケート調査の結果やパブリックコメント等も踏まえ本計画について審議いただきました。

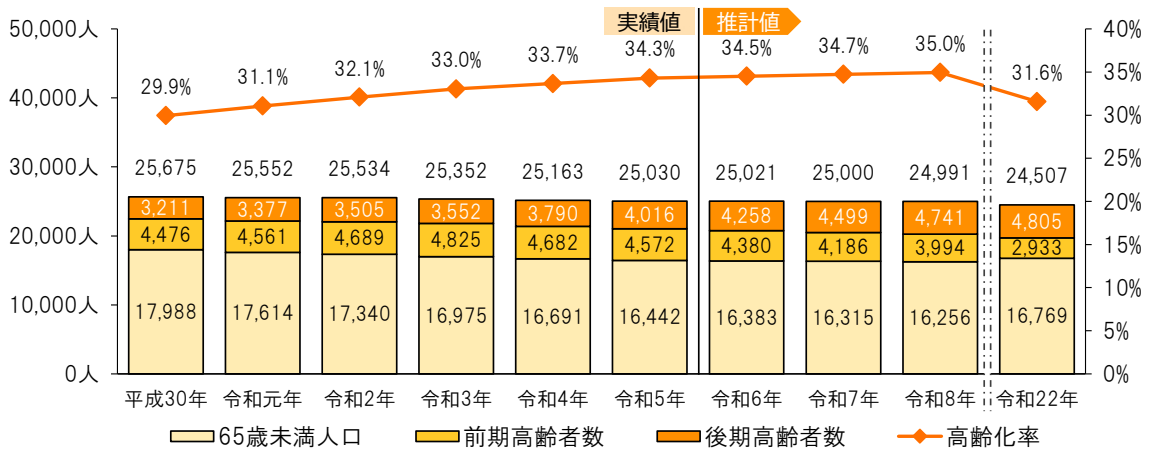


野木町の高齢者の現状

高齢者人口について

高齢者人口は年々増加し、令和5年10月1日現在、8,588人となっており、平成30年からは901人の増加となっています。高齢化率も上昇傾向にあり、令和8年には35.0%と本町の3人に1人以上が高齢者になることが予測されます。

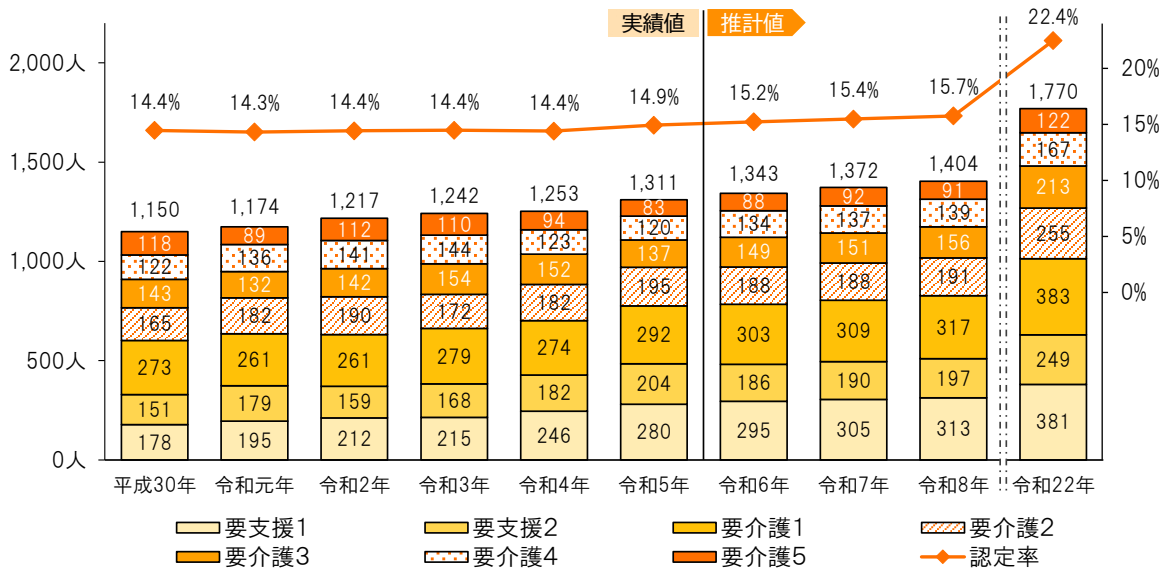
高齢化の進行に伴い、見守りや生活支援のニーズが高まることが考えられます。また、認知症高齢者も増加することが予測されます。



資料：令和5年までの実績値については、住民基本台帳（各年10月1日現在）
令和6年以降については、町総合計画の推計値による（各年10月1日現在）

要介護認定者数について

本町の要介護等認定者数は年々増加傾向にあり、令和5年9月末現在、1,311人（認定率14.9%）となっており、本計画の最終年度となる令和8年の認定者数は全体で1,404人（認定率15.7%）となり、令和5年からは93人増加することが予測されます。



資料：令和5年までの実績値については、介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）
令和6年以降については、推計値（各年9月末現在）
※認定者数は、第2号被保険者も含めた被保険者数となっています。
※認定率は、第1号被保険者のみの認定率となっています（第1号被保険者の認定者数/第1号被保険者数）。

計画の基本的な考え方

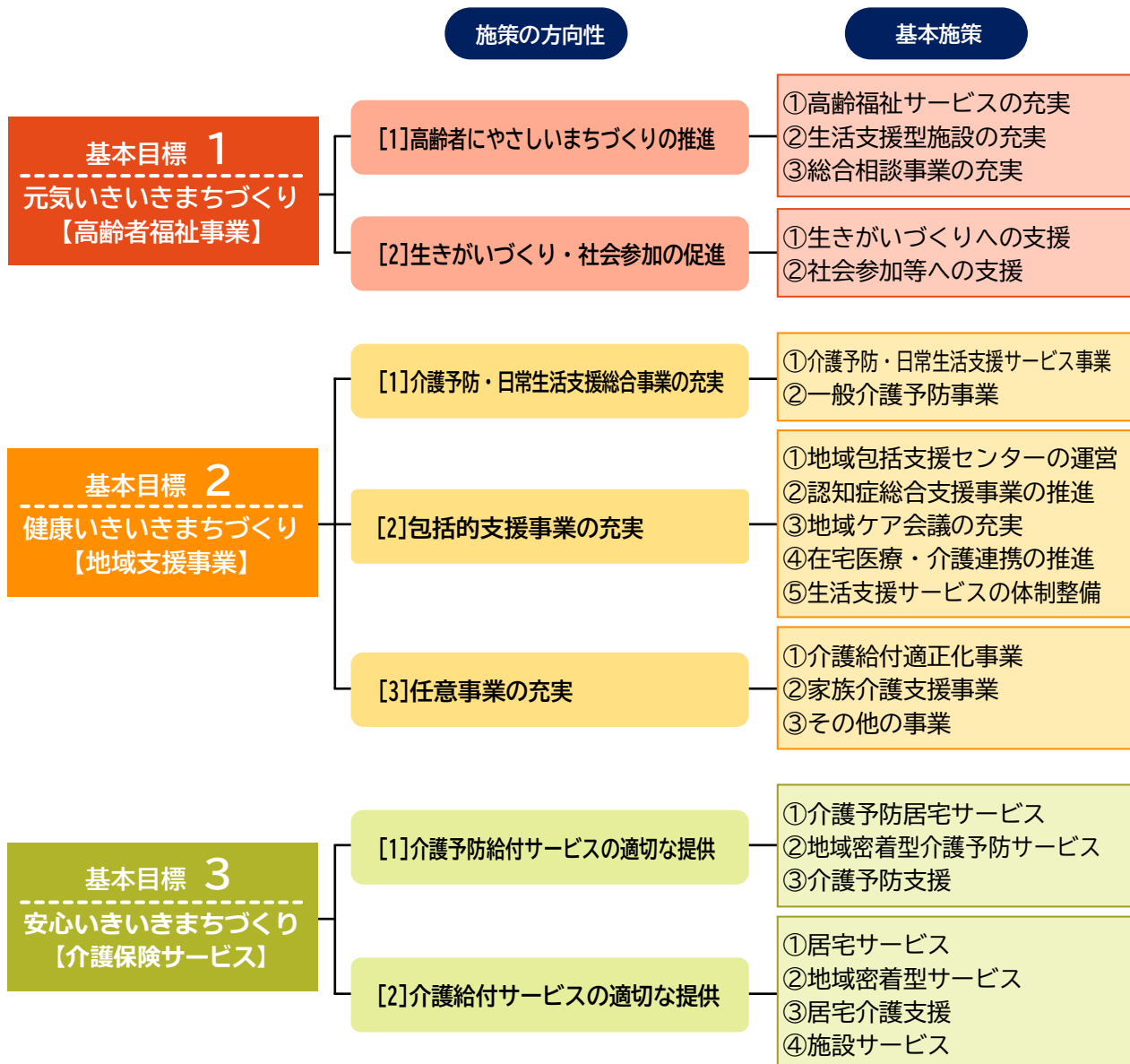
計画の基本理念

支えあい、心ふれあうやさしいまち

地域福祉体制や総合的な健康づくり体制の整備の推進及び町民が互いにふれあえる拠点づくりの促進をすることで、だれもが安心して健康でいきいきと暮らせる健やかなまちづくりを目指します。

計画の基本目標と施策体系

本計画では以下の3つの基本目標を施策の柱とします。



基本目標ごとの基本施策と方向性

基本目標1. 元気いきいきまちづくり【高齢者福祉事業】

現状では趣味・スポーツの活動や老人クラブといった地域活動に参加していない方が多くみられます。高齢者が地域活動、就労・ボランティア等に積極的に参加できるよう、地域や各種関係機関等との協力・連携を強化し、情報を共有できる体制を整備します。また、総合サポートセンター「ひまわり館」等による総合相談事業を充実させ、高齢者を含めたすべての町民にとってやさしいまちづくりを推進します。



1. 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 日常生活を送るうえで支援を必要とする高齢者や一人暮らしの高齢者等に対し、高齢者福祉サービスを提供し、在宅生活を継続できるよう支援を行います。
- 住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう支援するとともに、支援を必要とする高齢者等の福祉の向上を図るため、各事業を実施します。

主な事業

■安全・安心見守りネットワーク事業

地域住民や関係機関が協力して見守りを行うことで、要支援者の地域での孤立を防止し、異変を早期に発見するための体制を整備しています。

■高齢者外出支援事業

日常生活における外出の機会を維持し、閉じこもりによる体力低下や認知症を予防するため、高齢者の外出支援の推進を図ります。



2. 生きがいづくり・社会参加の促進

- 高齢者の生きがいづくりの場や地域の高齢者が知識や経験を活かすことができる環境の整備を進めます。
- 環境整備が進むことで、閉じこもり予防や認知症予防等につながり、介護予防や健康づくりの効果も期待されます。

主な事業

■ふれあいサロン・地域いこいの場の推進

高齢者が身近な地域において、心身ともに健康な状態を保つことを目的として、生きがいづくりや健康づくりにつながる活動を行います。

●地域いこいの場について

新型コロナの影響等による閉じこもりを防止するため、令和4年度から新たにすべての住民を対象とした交流の場「地域いこいの場」を開設しています。



基本目標2. 健康いきいきまちづくり【地域支援事業】

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と深化が求められています。

介護予防や生活機能の低下を防ぐためのフレイル予防事業の推進を重点的に図るとともに、認知症施策や医療と介護の一体的な取り組みの更なる推進を図ります。

また、地域において尊厳のある生活を維持するため、権利や財産を守る仕組みづくりや虐待防止対策を推進するとともに、高齢者を支える家族等の介護者への支援の充実を図ります。



1. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 総合事業対象者・要支援者などの様々な生活支援のニーズに対応するため、訪問型サービスや通所型サービスの実施に加え、地域住民などの様々な担い手による多様なサービスの提供を図ります。
- すべての高齢者を対象に介護予防・フレイル予防の普及啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。

主な事業（フレイル予防）

■介護予防普及啓発事業

一人ひとりが主体的に介護予防に取り組むための各種教室（元気アップ教室、元気はつらつ教室、口腔指導・栄養指導の実施等）を開催し、介護予防の普及啓発を行っています。

■地域介護予防活動支援事業

町民主体の介護予防・フレイル予防活動を展開していくため、地域包括支援センターやリハビリ専門職等と連携し、地域の活動を担うボランティアの養成を行っています。

2. 包括的支援事業の充実

- 「地域包括支援センター運営」や、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議」、「在宅医療・介護連携」、「生活支援サービスの体制整備」を実施しており、今後も関係機関や地域と連携しながら、地域包括ケアシステムを更なる深化・推進するため、事業を推進していきます。

主な事業

■認知症予防普及・啓発

認知症について地域住民へ正しい知識の普及を図るとともに、認知機能の低下を予防するため、認知症予防教室を実施し、脳トレと有酸素運動を組み合わせた運動（コグニサイズ）に取り組んでいます。

●コグニサイズとは

コグニション（認知）とエクササイズ（運動）という言葉を組み合わせたコグニサイズは、簡単な計算やしりとりなどの課題を運動とともに行うことで、脳の機能を活性化し、認知症の予防と健康促進を目指します。



3. 任意事業の充実

○在宅の高齢者が安心して暮らせるよう、介護給付費適正化事業、介護教室、成年後見制度利用支援事業を実施していきます。

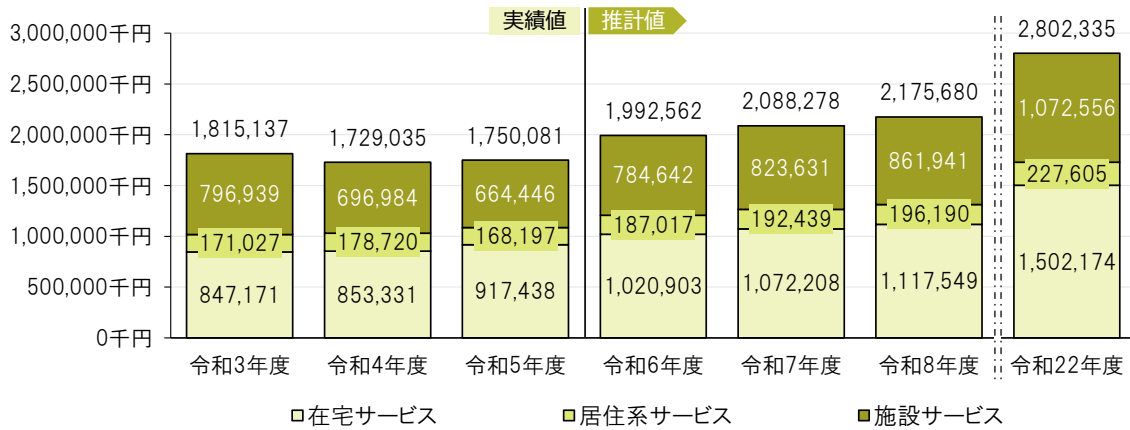
基本目標3. 安心いきいきまちづくり【介護保険サービス】

本町の要介護（要支援）認定者は年々増加しており、今後も増加が続くことが予測されています。

本計画では、今後の推計値にしたがって中長期的な視点による十分な介護サービスを適正に提供できる体制を整備し、介護保険制度の安定的な運営を目指します。



■ 介護（予防）給付費の実績と見込



※令和5年度は見込値です。

心配ごとやお困りごとがありましたら
ひとりで悩まずお気軽にご相談ください！



野木町の相談窓口のご案内



● 総合サポートセンター「ひまわり館」

健康・福祉・介護・子育て・障がい・生活困窮などの相談に対応する総合相談窓口です。皆様の様々なお悩みごとに対応します。

電話 (0280) 33-6878

● 地域包括支援センター

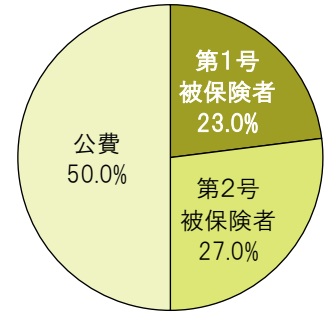
高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるように、介護や医療、お困りごと等に対して支援を行います。

電話 本センター：(0280) 57-2400（総合サポートセンター内）
サブセンター：(0280) 23-2200（野木町老人福祉センター内）



第9期介護保険料

介護保険給付費等に係わる費用負担は、50%が公費（税金）、50%が保険料負担となっています。保険料の負担の内訳は、65歳以上の保険料負担が23%、40～64歳までの保険料負担が27%となっています。



■サービス給付費総額と保険料基準額の推移

サービス給付費総額：第8期：6,070,817千円 → 第9期：6,651,076千円

保険料基準額：第8期：5,700円 → 第9期：5,700円

※第8期のサービス給付費総額は、令和3年度・令和4年度の実績値と令和5年度の見込値の合計値です。

第9期所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	介護保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・町民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.285	19,490円
第2段階	町民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.485	33,170円
第3段階	町民税世帯非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 ×0.685	46,850円
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	61,560円
第5段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	基準額 ×1.00	68,400円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額 ×1.20	82,080円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	88,920円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	102,600円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額 ×1.70	116,280円
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額 ×1.90	129,960円
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額 ×2.10	143,640円
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額 ×2.30	157,320円
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額 ×2.40	164,160円

※第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。

※介護保険料(年額)に10円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額となります。

編集・発行：野木町

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地
町民生活部健康福祉課
電話 (0280) 57-4173 Fax (0280) 57-4193